資料1

議題１　民生委員・児童委員を地域住民に周知する際の個人情報の取扱いについて（瀬戸市提出）

市名	回答		
	（１）民生委員・児童委員の名簿（個人情報）の周知方法	（２）周知の範囲	（３）その他、課題や懸念事項
名古屋市	市民情報センターに民生委員名簿を配架し、市民が閲覧できるようになっている。。 また、市民から民生委員・児童委員の連絡先を知りたいというご相談があれば、お住まいの区役所にお問い合わせいただき、民生委員の活動の範囲内の相談内容であると判断される場合には、該当委員の了解を得たうえで区役所から回答している。	民生委員名簿には区・学区・氏名・町名までの住所を記載している。	特になし
豊橋市	周知を行っていない。		
岡崎市	公表していない。	公表していない。	地域住民から担当の民生委員・児童委員への問合せがあった場合は、簡単に要件をお聞きし、氏名と電話番号のみお伝えしている。その他、地域住民への民生委員・児童委員の周知については、各地域でそれぞれ必要に応じて行っている。
一宮市	町内会の回覧板で周知（市内23連区、連区内の民生児童委員を一覧表示したものを回覧）	氏名、電話番号、担当地区（主任児童委員は除く）	電話番号を連区内で回覧されることに抵抗がある方もおり、民生児童委員のなり手不足の一因となっている。 また、周知範囲を狭めることに対して、単位民協ごとに考え方が異なるため苦慮している。
瀬戸市	３年に一度の一斉改選後の４月に広報の折込チラシにて、名簿を一覧表示にて周知。	民生委員・児童委員の担当地区、氏名、住所。	近年、民生委員・児童委員の名簿を利用して営業活動が行われる事例が発生するなど、同委員の個人情報に関するリスクが高まっているものと考えられます。
半田市	市ホームページ・市報	氏名及び担当地区のみ	民生委員の担い手不足は今回の改選時においても各委員苦慮している状況。 次回の改選時でも、担い手が全く見つからない地区が増加してしまうことが懸念される。
春日井市	単位民児協ごとに作成し、一斉改選年度の12月号広報配付に併せて配付（令和７年度は１月号広報）	氏名、担当区域、電話番号（令和７年度の一斉改選から電話番号は非公表）	令和８年度から広報の配布方法が変更となるため、令和10年の一斉改選時に周知方法を検討する必要がある。
豊川市	市の公式ウェブサイトへは「地域福祉課にお問い合わせください」とし、住所や連絡先は掲載していません。 問い合わせ等があった場合は、「誰から」、「目的」などを聞き取ったうえ、地域福祉課で情報提供の可否を判断し、本人（民生委員）の同意を得たうえで情報を伝えています。また、地区によっては、町内会等で民生委員の情報を公開しているところもあります。小中学校、保育園・幼稚園、介護施設等、行事の来賓招待等でその目的が明確であるときは、本人の同意なく名簿を提供する場合もあります。	（１）のとおりその目的等を聞いたうえで、情報を提供しています。その必要性に応じ、どの範囲の情報が必要なのかを判断し、その情報を伝えるようにしています（例１：電話・連絡をしたい→電話番号のみ　例２：文書等を送付したい→住所）。	氏名や連絡先等の公表については、個人情報保護の観点から慎重な判断が必要であり、本人の同意取得や情報の最小化が求められます。一部の地域では、委員の氏名が十分に周知されておらず、住民が相談先を把握できていないケースがあります。情報の提供は、個別対応であるため、公開の基準がなく判断に迷うこともあります。
津島市	一斉改選の年の広報１２月号及び市ホームページにて通年で周知している。	民生委員・児童委員の氏名及び担当町名のみ。連絡先は当課へ都度問い合わせいただくこととしている。	民生委員・児童委員に連絡を取りたい場合、その前に当課へ問い合わせいただくという手間が発生してしまう。
碧南市	広報へきなんにて周知	民生委員・児童委員の担当地区、氏名（令和６年度より電話番号の掲載を廃止）	氏名のみで連絡を取りたい場合に苦労する。
刈谷市	なし	なし	昨年度まで市民だよりにて、民生委員・児童委員の氏名のみを記載していたが、個人情報の取扱いの関係で今年度より掲載をなくし、担当民生委員・児童委員を知りたい場合は福祉総務課へ問合せをして頂く運用とした。

議題１　民生委員・児童委員を地域住民に周知する際の個人情報の取扱いについて（瀬戸市提出）

市名	回答		
	（１）民生委員・児童委員の名簿（個人情報）の周知方法	（２）周知の範囲	（３）その他、課題や懸念事項
豊　田　市	・関係機関には名簿を提供 ・市民からの民生委員・児童委員の連絡先の問い合わせについては、民生委員・児童委員に市から連絡したうえで、民生委員・児童委員から市民に連絡をする	庁内、地域包括支援センター、豊田市社会福祉協議会	（1）の方法で問題なく運用できている。
安　城　市	市民からの問い合わせがあった場合に、その目的を聴取し、該当する委員に確認した上で回答している。	問い合わせ者の居住地を担当する委員の氏名（必要に応じて電話番号）	現状で苦情等はない。問い合わせを受けた際にすぐに市と委員の連絡が取れれば問題ないが、連絡の取りづらい委員もおり、問い合わせ者への回答に時間がかかる場合がある。
西　尾　市	一斉改選があったときに、民生委員・児童委員を選出いただいた校区の代表町内会長に名簿を提供しておりますが、広報やチラシ等で配布はしておりません。	地区を指定して尋ねられることがほとんどであり、その際はその人が必要とする情報（氏名、住所、電話番号）をお伝えしております。	
蒲　郡　市	市各課が業務に応じて使用することを目的としており、庁内のグループウエア上に公職者名簿として周知している。	一般市民には公表していない	市民から問合せがあったときに、最小限の情報（氏名と電話番号）を提供している
犬　山　市	３年に一度の一斉改選後の１月号広報及び子育て情報冊子「さくらんぼ」にて一覧表を掲載。広報では、交代が生じた場合も該当地区のみ随時掲載。	民生委員・児童委員の氏名、電話番号（基本的に固定電話）、担当地区 ※ただし、令和7年度一斉改選からは電話番号の掲載は取りやめ、担当地区の町会長のみへ通知する形で調整中。	町内会の加入率も減少傾向にあり、いずれ周知方法は再検討する必要がある。
常　滑　市	・市ホームページに掲載 ・一斉改選後最初の広報誌に１度だけ掲載	・市ホームページ：地区、氏名、電話番号 ・広報誌：市ホームページと同じ内容	・上記情報から、委員宅にいたずらと思われる電話がかかってきており、電話番号をホームページ掲載にすることに消極的になっている。
江　南　市	一斉改選を機に市の広報誌1月号により、市民へ周知を図っています。	広報誌による周知の範囲は、氏名、担当区域、電話番号を一覧にして掲載しています。	民生児童委員への電話による勧誘や営業活動等が多発しているため、本年の一斉改選後の周知からは、一覧から電話番号を削除する予定です。
小　牧　市	市広報または小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会が発行する広報誌	担当地区、氏名のみ	特になし
稲　沢　市	一斉改選後の1月号広報にて周知	担当地区名、氏名	近年、民生委員・児童委員のかたから個人情報の公開について難色を示されるケースが増えており、今後、周知や公表の仕方を見直す必要が生じる可能性がある。
新　城　市	市広報誌（12月中旬発行）	担当地区名、氏名	課へ個別に問合のある際は、問合者の連絡先を頂戴し、担当の民生委員にお知らせし、民生委員から連絡してもらうようにしている。
東　海　市	・市ホームページ ・民児協発行の広報誌配布	市ホームページ：氏名、担当地区、学校区 広報誌：氏名	氏名と担当区域のみ公開していることから電話等で民生委員・児童委員に連絡をしたい場合、行政に問い合わせをしなければならないことに伴い、相談するまでの時間を要する場合がある。
大　府　市	①地域の回覧板、②紙配布 ※外部に対してデータでの提供はしていません。 ※広報へは一斉改選年度の12月号に、委員改選を行った旨を掲載しています。	①一斉改選時のみ、自治区加入世帯に対して「担当地区名、氏名、電話番号」が書かれた名簿を紙回覧 ②委員改選時に随時、該当地区の自治区・コミュニティ・小中学校に対して「担当地区名、氏名、住所、電話番号」が書かれた名簿を紙配布	窓口や電話で問合せがあった際に、必要に応じて口頭で民生児童委員の「担当地区名、氏名、電話番号」を提供することがあります。しかし、委員の負担軽減の観点から、可能であれば問合せ内容を確認し、行政・関係機関で対応すべき内容であった場合は、委員に取り次がず行政等で対応しています。
知　多　市	広報、ホームページ	氏名、担当区域	広報紙面不足により令和7年度から掲載はやめる予定。
知　立　市	庁内の各課に名簿を周知し、市民より問い合わせがあった際には、各課から担当地区の民生委員情報（原則として氏名と連絡先のみ。必要があれば住所）を提供している。	庁内。必要に応じて地域住民。	特になし。
尾 張 旭 市	・市ホームページ⇒常時公開 ・民生委員児童委員協議会広報誌「民児協だより」⇒一斉改選後に名簿掲載 ・市広報誌⇒任期途中での委嘱時に掲載	・市ホームページ⇒氏名、担当地区、就任年月日 ・民生委員児童委員協議会広報誌「民児協だより」⇒氏名、担当地区 ※集合写真とともに掲載 ・市広報誌⇒氏名、担当地区	地域住民から「民生委員の連絡先を教えてほしい」旨の問い合わせがあった際には、担当民生委員に連絡先を教えることの可否について確認するようにしているが、近年は「登録している番号以外からの電話には出ない」というかたも増加してきている。

議題１　民生委員・児童委員を地域住民に周知する際の個人情報の取扱いについて（瀬戸市提出）

市名	回答		
	（１）民生委員・児童委員の名簿（個人情報）の周知方法	（２）周知の範囲	（３）その他、課題や懸念事項
高　浜　市	改選後の直近号として発行される市広報で周知するとともに、改選後速やかに市公式ホームページにて周知しています。	担当地区名及び氏名を周知しています。	民生委員の個人情報を公表することは民生委員への不利益につながることもあるため、担当地区名及び氏名など、最低限の公表に努めるべきだと考えます。
岩　倉　市	一斉改選後に広報にて周知。	担当地区、氏名	詳細な個人情報を周知することで、民生委員として対応する範囲を超えた個人的な依頼が直接なされ対応に苦慮されることがある。
豊　明　市	（通年）市ホームページによる （改選年）民生委員協議会が作成する、広報誌「民生委員・児童委員のたより」による	氏名、担当地域（地区、区、担当町内） ※広報誌のみ、顔写真を掲載	民生委員・児童委員の担当する地域にお住いの市民から問合せ（相談等）があった場合は、必要に応じて電話番号（連絡先）を教えている
日　進　市	市としては民生委員・児童委員の氏名と担当地区（大字まで）のみ周知	市広報やHPにて周知	市としては個人情報として厳格な取扱いをしているが、各自治会の回覧物等で住所TELまで公開されている地域もありで徹底が難しい。 電話番号を一般に知らせていないため、市で取り次ぎし民生委員に連絡することをしており煩雑ではあるが個人情報の保護を優先しています。
田　原　市	一斉改選後に、広報紙（紙版・インターネット版）に掲載	担当地区と氏名	民生児童委員に関してはなり手不足が慢性的な課題となっている。現在は地域からの推薦によってなんとか欠員がない状態を維持できているが、特に主任児童委員に関して年齢制限の点でも特になり手がいなくて毎回地域も苦慮している。いずれ欠員が発生する状況が予想される。
愛　西　市	一斉改選後２月の広報にて周知	担当地区名、氏名	
清　須　市	広報紙：担当区域・氏名 HP掲載：担当区域・氏名	広報紙・HP掲載 住民等からの問い合わせの場合もお知らせ内容は上記と同様	町内会等の地域住民間の関係性が年々希薄化していくことにより、民生委員へのコンタクトが難しくなっている可能性がある。
北名古屋市	市広報への掲載。今回の一斉改選からは民児協の広報にも掲載予定。	民生委員氏名及び担当地区（大字まで）	住民からの民生委員に関する電話番号等情報の問い合わせ対応の事務負担
弥　富　市	市ホームページにて担当地区、氏名のみ記載した一覧表を掲載している。 また、一斉改選の際は、ホームページへ掲載している一覧表と同じ内容のものを市広報誌へ掲載している。	担当地区及び氏名のみを周知しており、証明書の記載などが必要になった場合などについては当該民生委員・児童委員に了解を得たうえで住所等の連絡先を提供する場合がある。	身寄りがない方や、家族関係が希薄になっている高齢者等が、緊急連絡先などに民生委員・児童委員の連絡先などを選択するケースが増えきている。委員自身も地域の方に頼まれると断りづらいとの声も上がっている。
みよし市	本市においては一斉改選後の１月に広報にて周知。 その他福祉課のHP上で周知。	広報周知内容：氏名、顔写真、担当地区 HP周知内容：氏名、担当地区 連絡先については、事案があった場合事務局（福祉課）から各民生委員へ連絡をとって対応をするため、公表していない。	周知の方法としてはこの内容で、今のところご理解いただいている。
あ　ま　市	市公式ウェブサイト及び一斉改選直後の市広報誌に掲載している。	氏名及び担当区域は、市公式ウェブサイト及び広報誌に掲載している。 電話番号は、住民から市に問い合わせがあった場合に情報提供している。	特になし。
長久手市	毎年4月と一斉改選がある年度については1月に市広報への折込で名簿を配布していました。また、担当課窓口でも配布をしています。ただし、折込については令和6年4月広報を最後に、配布は行なわれていません。	名簿には、担当地区、氏名、電話番号が掲載されます。	民児協から電話番号を掲載しないよう要望があり、令和8年1月に発行する予定の名簿には電話番号を掲載しません。